

(別紙)

令和元年台風第19号等に基づく災害の被災者に対する「福島県証明事務手数料条例」第5条に係る手数料の免除の取扱い

標記の件について、当該手数料の免除を行う必要がある場合の取扱いは、下記のとおりとする。

記

1 免除の対象者

令和元年台風第19号等による被災者（令和元年10月25日の大雨による被災者を含む）とする。

2 免除の実施期間

被災の日から令和3年3月末日までとする。

※当該期間については、必要に応じて期間延長を検討するものとする。

3 免除の手続き

免除の対象者に該当するかどうかの認定は、罹災証明書等による確認等、適切な方法により行うこと。